

見積参加希望者 各位
(盛岡市内に本社を有する「文具・事務機器類 - OA機器」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されたく通知します。

記

- 1 随意契約に付する事項
 - (1) 件名 JUST PDF5 Pro JL-GOVERNMENTライセンスの購入(水道維持課)
 - (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり。
 - (3) 納入場所 盛岡市上下水道局水道維持課
- 2 納入期間 契約日の翌日から令和5年9月29日(金)
- 3 契約条項を示す場所 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局水道維持課
- 4 見積提出の日時及び場所
 - (1) 見積提出日時 令和5年8月28日(月) 9時30分から12時
 - (2) 見積提出場所 盛岡市上下水道局水道維持課
執行即時開封
- 5 見積書の提出方法
見積書は、4(1)の日時に4(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による入札は認めない。
- 6 契約書作成の要否
否
- 7 見積の回数
1回限りとする。
- 8 見積書記載金額
見積書は心得第7第1項によるものとし一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 9 見積の無効
心得第9に該当する見積は無効とする。
- 10 この契約に関する問い合わせ先
一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和5年8月23日(水)正午までに電子メール又は文書(ファックス可)により盛岡市上下水道局水道維持課あて提出すること。
回答は、盛岡市上下水道局ホームページで令和5年8月24日(木)までに公表する。
電子メールアドレス suidouizi@city.morioka.iwate.jp
盛岡市上下水道局水道維持課 Tel 019-623-1432、Fax 019-623-1410